

平成26年度「企業連携プロジェクト支援（ハンズオン支援）事業」 支援案件募集要項

1. 趣旨

東日本大震災発災後、被災地方公共団体における復興基本計画の策定、被災地復興に関する制度的支援、財政的支援の枠組みの整備により、地域における復興への取り組みは進みつつあります。しかしながら、被災地復興の各種事業、特に復興のカギを握る産業の復興と雇用の創出については、被災自治体におけるマンパワー不足、とりわけ企業連携上必要不可欠なプロジェクトマネジメントに係る人材の不足、震災による販路の途絶をはじめとした多くの課題を抱え、回復の状況は地域や業種により大きく異なっているのが実態です。

こうした中、復興庁では、平成26年6月に「産業復興創造戦略」を取りまとめ、「新しい東北」の創造に資する産業復興の目標像に向けた取組を推進していく中であって、被災地方公共団体と民間事業者が連携して、地域の特性を生かしつつ、各主体の有する知見や限られた資源を、創意工夫により最大限に効率的に組み合わせた結果として、地域ごとにいくつかの成功事例が生まれることは、被災地に新たな雇用を創出し、地域に勇気を与え、復興の励ましとなることや成功事例に倣うことで他の被災地域の復興が加速することが期待されます。

このような認識のもと、復興庁は、国・被災地方公共団体・民間事業者が参加するプロジェクト検討の場を設け、被災地方公共団体と民間事業者が連携して推進しようとするプロジェクトの事業化を支援することで、被災地における雇用創出・新産業創出につながる創造的復興モデルプロジェクトを推進することとしました。

2. 募集対象及び募集する案件

被災地の復興に資するプロジェクトであって、モデル事例として、他の被災地域の復興にも波及効果を及ぼすことが期待される案件を対象とします。

(1) 対象事業

① 事業者の属性

株式会社等の法人またはそのグループ

本件事業支援が完了した後、6か月以内に法人を設立しようとする団体またはそのグループ（個人を除く）。法人等の所在地は国内である限り場所は問いません。

② 事業分野

原則として製造業または小売・サービス業を対象とします。農林水産業は製造業や小売・サービス業に進出しようとする事業について対象とします。

③ 事業段階

準備段階にあるビジネスプランを有しており、本件事業支援によって事業化が見込まれるものを対象とします。起業、二次創業の別は問いません。

④ 事業の実施場所

原則として、岩手、宮城、福島各県において実施される事業を対象とします。なお、東日本大震災によって特に甚大な被害を蒙った区域で実施される事業を優先します。

(2) 応募要件

岩手県、宮城県、福島県で実施する以下のすべての要件を満たす事業を対象とします。

① 地域における新規性や独創性を有するもの

② 被災地特有の課題を解決するもの

③ 被災地の雇用を創出するなど、経済波及効果が見込まれるもの

※復興特区法に基づく復興推進計画または復興整備計画の活用を検討しているものを優先します。

(3) 留意事項

- ① 原則として、複数の民間事業者等の連携により実施されるプロジェクトであって、地方公共団体が施策に適合すると認めるものを対象とします。ただし、事業化の検討がほぼ完了しており資金調達の見込みが立っているものは対象としません。
- ② 単体の民間事業者等が、地方公共団体等に対して設備の納入、建物・構築物等の施工、役務の提供等を請け負うプロジェクトは、原則対象外としますが、複数の民間事業者が実施するものについては対象とします。
- ③ 単体の民間事業者等が行う工場の新設、新店舗の出店等の設備投資等は、原則対象外としますが、地域への経済効果が大きく中核的なものについては対象とします。

3. 募集期間

平成26年9月12日(金) 正午(事務局必着) ※募集期間を延長しました。

4. 応募方法

- (1) 民間事業者（応募される民間事業者は、書類提出前に下記問い合わせ先までご連絡下さい。）
別添様式「事業概要」（エクセル形式）を作成のうえ、意見書を作成する地方公共団体（事業予定地の属する県または市町村）に2部提出して下さい。
- (2) 地方公共団体
別添様式「意見書」（エクセル形式）を作成のうえ、上記（1）の民間事業者が作成する「事業概要」と併せて、下記事務局あて2部提出して下さい。

(応募方法に関する問い合わせ・事務局への応募書類提出先)

株式会社日本総合研究所 総合研究部門

企業連携プロジェクト支援事務局

担当：柿崎、花井、島崎

〒141-0022

東京都品川区東五反田2-18-1大崎フォレストビルディング

TEL：03-6833-1057

FAX：03-6833-9480

専用メールアドレス：200010-fukkoproject3@ml.jri.co.jp

※メール、郵送いずれも可。ただし、締切日の正午必着で、郵送の場合は封筒表面に「復興庁企業連携プロジェクト支援事業応募書類」と朱書きしてください。

5. 提出後の手続等

本件募集に寄せられた資料等を基に、有識者の意見を聴取のうえ、対象となる案件を決定します。応募者に対しては、必要に応じて電話または面談によるヒアリング等をお願いする場合があります。案件の決定は、提出された案件の具体性等を総合的に勘案のうえ実施し、その結果を公表します。

6. 採択後の支援内容

対象プロジェクトの実現に向けて事業計画の具体化、事業継続性の検証・課題抽出及び課題解決に必要な施策の検討について、地方公共団体、事業主体及び関係省庁等と連携して事業化を支援します。対象プロジェクトの事業化に向けた検討に関しては支援業務を外部委託しています。具体的な支援内容は以下のとおりです。

- ①競合商品・サービス、市場環境などの調査を行い、事業計画書の作成を支援します。
- ②事業化に必要な試作品の製作費用、展示会の出展費用、専門家謝金などを一部負担します。
- ③地元経済団体、金融機関などと連携して、商品・サービスの販売先や技術提携先等を紹介します。
- ④法律・会計・税務・技術などの専門家を紹介するほか、事業化に必要なアドバイスを行います。
- ⑤産業支援団体などと連携して、新技術・新商品・新サービスの開発、販路の開拓を支援します。
- ⑥資金調達に必要な助成制度や民間ファンド・金融機関などを紹介します。
- ⑦事業内容を復興庁HPへ掲載するほか、メールマガジンで配信することで広く情報発信します。

7. その他留意事項

- (1) 提出していただいた応募書類等は、返却しませんので、ご注意ください。
- (2) 今回公募しようとする案件について、現時点において国の助成対象となっている案件は、対象外になります。
- (3) 本件募集において対象とされたプロジェクトの事業化検討の内容は、今後の被災地における復興事業の実施の普及のための検討等を目的として活用させていただくことがあります。
- (4) 応募いただいた案件について、地方公共団体内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、契約または交渉に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるもの等については、公表しないよう注意しますが、本件事業の概要については公表されること、他被災地における復興事業の実施普及のために検討事例として活用されることを前提に応募して下さい。なお、本件事業の公表の取扱いについては、応募者等と十分に調整を図らせていただきます。
- (5) 地方公共団体、事業主体等が実際に事業を実施する場合には、本件事業支援とは別に、所要の手続や関係機関との調整等を自ら行っていただく必要があります。
- (6) ご不明な点がある場合は、上記問い合わせ先にお問い合わせください。

以上